

## 岩手県監査委員告示第31号

包括外部監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第9号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年8月14日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗  
岩手県監査委員 吉田 政司  
岩手県監査委員 工藤 洋子

### 1 外部監査の種類

平成23年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について

### 3 監査委員告示

平成24年3月9日付け岩手県監査委員告示第9号

### 4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査に伴う措置完了について 平成29年6月30日

### 5 指摘事項及び措置内容

#### （1）指摘事項

##### ア 「契約締結不明財産」（旧集団開拓事業用地）

現況が、地元市町が管理する道路に供されていないながら、当該利用の根拠となる契約書のない県有地が検出された。

当該土地は昭和15年3月に集団開拓事業用地として県が取得し、現在は雫石町が町道として使用しているが、町道認定時において、土地所有者である県が当該土地の町道としての利用を認めた契約書の存在が確認できない。

公有財産の現況と適切な対応を行い、契約締結不明財産の解消を図ること。

##### イ 「用途指定と現況の乖離」（事務所及び事業用地（盛岡畜産農業協同組合））

昭和27年に盛岡畜産農業協同組合へ貸し付けることを前提に県が取得し、当該農業協同組合に事務所及び事業用地として貸し付けている土地について、昭和50年代からその一部が月極駐車場として無断転貸されていた。

これまで再三にわたって当該農業協同組合に是正を指示し、抜本的な対応策（貸付地の返還を含む）に向けて調整中であるとのことである。

用途指定と乖離が生じていないか現況確認を適時に行うとともに、当該乖離が解消されない場合、契約の解除を検討すること。

#### （2）措置内容

##### ア 「契約締結不明財産」（旧集団開拓事業用地）

雫石町と「不動産使用貸借契約」を締結し、当該財産の管理権限を明確にした。

##### イ 「用途指定と現況の乖離」（事務所及び事業用地（盛岡畜産農業協同組合））

盛岡畜産農業協同組合に対して、貸付地の用途指定に合わせた使用とするよう申入れを行い、協議の結果、締結していた不動産貸借契約を終了した。